

2016年7月19日

コンプライアンス担当 役員 殿  
車両管理者 殿

さつき工業協同組合  
代表理事 正木 三男

東京都新宿区四谷 4-34-1  
新宿御苑前アネックスビル 7F

## 車両制限令違反の取締りが強化されています

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高重量長大車両は、道路橋梁等に大きな負担をかけること、及び交通事故を誘発しやすいことから道路事業者は近時、車両制限令違反の取締りを強化し、**厳罰**をもって対応しています。

当該違反が発生した場合、コーポレートカード使用法人の場合は、当該法人及び組合の責任者が道路事業者から出頭を求められ警告を受け、一定期間に再発した場合は当該法人全体のコーポレートカードの**全割引が停止**されます。又当該組合の**全組合員**に対し、新規のコーポレートカードの**発行が停止**される措置が取られることがあります。更に一定期間内に当該組合の他の組合員が同種事案が発生させた場合には**当該組合に所属する全組合員のコーポレートカードの全割引が停止**されます。

現在のコーポレートカードの車両単位割引は最大40%であり、万一この割引が停止された場合には、当該企業の経営に重大な影響がでるものと考えます。又それに付随して、他の組合員に対する新規カードの発行停止、割引停止の措置が取られた場合には、他の組合員にも甚大な影響がでます。

従いまして、車両制限令違反及び法令違反を発生させた組合員に対しては、状況等勘案の上、**即座に組合を退会していただく**ことがありますこと、お伝えいたします。

コーポレートカードは種々金銭的なメリットが供与されておりますが、それは高速道路の適正利用を担保するための対価でもあります。

**今一度、関係者皆様において車両制限令の内容を熟知、ご確認いただき、又、社内体制を見直していただき、違反を絶対に発生させない体制の構築に努めていただく**ようお願いいたします。

又、今秋からは、首都高、NEXCO 等いずれかでの車両制限令違反においても、割引停止等の罰則は全ての高速道路に同時に適用される旨の発表がなされています。

道路事業者並びに運輸当局の車両制限令違反に対する不退転の厳しい姿勢をご理解願います。

敬具